



那覇市

2024年 6月改定版



事業活動に伴うごみは、家庭のごみとして出すことはできません。

(ごみの量や営利・非営利に関わらず、一般家庭のごみ以外は、事業系ごみとなります。)

事業系ごみの正しい分け方・出し方

* 事業系ごみの排出者は、廃棄物を自らの責任において正しく分別し、適正に処理する義務があります。

● 産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者へ処理を委託するか、又は、自ら産業廃棄物処理施設へ搬入してください。

● 一般廃棄物は、那覇市一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、又は、自ら那覇・南風原クリーンセンターへ搬入して下さい。

廃棄物の区分

産業廃棄物

● 産業廃棄物とは 事業活動（公共事業等の非営利活動を含む）に伴って排出される廃棄物のうち、法律で定められた21種類の廃棄物をいいます。

あらゆる事業活動に伴うもの

特定の事業活動に伴うもの

① 燃えがら



石炭がら、焼却炉の残灰、その他の焼却残渣等

② 汚泥



グリーストラップ、ビルビット汚泥、工場排水や製造工程で排出される泥状のもの

③ 廃油



鉱油性油、動植物性油、潤滑油、洗浄油等

④ 廃酸



廃硫酸、廃塩酸、すべての酸性廃液等

⑤ 廃アルカリ



すべてのアルカリ性の廃液

⑥ 廃プラスチック類



合成樹脂くず、合成繊維くず、固形状・液状のすべての合成高分子化合物

⑦ ゴムくず



生ゴム、天然ゴムくず等

⑧ 金属くず

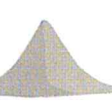


鉄を主成分とする金属材料、又は、非鉄金属等

⑨ ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず

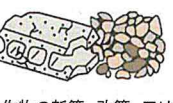


⑩ 銅さい



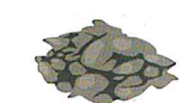
高炉、転炉、電気炉の残渣等

⑪ がれき類



工作物の新築、改築、又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、レンガ破片等

⑫ ばいじん



工場の排ガスを処理して発生したばいじん

⑬ 紙くず



建設業、出版業、新聞業、製本業等から排出されるもの

⑭ 木くず



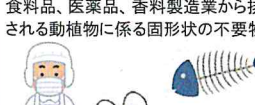
建設業、木材製造業、家具製造業等から排出されるもの、貨物用パレット等

⑮ 繊維くず(天然繊維)



建設業、繊維工場等から排出される木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず

⑯ 動植物性残渣



食料品、医薬品、香料製造業から排出される動植物に係る固形状の不要物

⑰ 動物系固形不要物



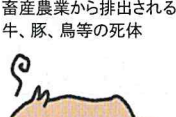
解体処理又は殺された牛、豚、鳥等の処理不要物

⑱ 動物の糞尿



畜産農業から排出される牛、豚、鳥等のふん尿

⑲ 動物の死体



畜産農業から排出される牛、豚、鳥等の死体

それ以外のもの

⑳ 産業廃棄物を処分するために処理したもの



㉑ 輸入された廃棄物



航行廃棄物、携帯廃棄物を除く

正しい分別は
ごみ減量の
第一歩！収集運搬業者
任せにしないで
ください！

ごみに関する お問い合わせ先 (電話番号)

産業廃棄物	契約・マニフェスト等に関すること	環境政策課	098-951-3231
	収集運搬・処分業者の紹介等に関すること	(一社)沖縄県産業資源循環協会	098-878-9360
一般廃棄物	収集運搬業者、持ち込み等に関すること	環境政策課	098-951-3231

ホームページはこちら



●那覇市 環境政策課

那覇・南風原クリーンセンターの搬入時間

所在地	〒901-1105 島尻郡南風原町新川650番地		
	曜日	午前	午後
	毎週月曜日～土曜日	※年始1月1日～3日は搬入できません。	9:00～11:45 13:00～16:45



●那覇・南風原クリーンセンター

リサイクル可能な品目です。
正しく分別してリサイクルに取り組みましょう！

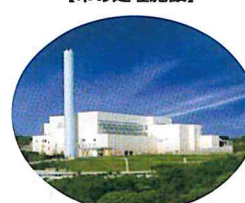
● 一般廃棄物とは 産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。



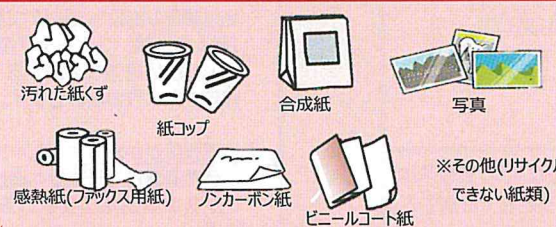
一般廃棄物

① 燃やすごみ

【市の処理施設】



那覇・南風原クリーンセンター



資源化できない紙(注1)



生ごみ(注2)



木製品(注3)

● 従業員の生活活動に伴い排出される「弁当がら、お菓子の包装紙(ビニール製)、カップ容器等」に限り、一般廃棄物として排出することができます。

② 資源化物

【民間の再生処理施設】

処理業者一覧
※裏面参照

● 資源化可能な「古紙」及び「草木」は、那覇・南風原クリーンセンターへ「燃やすごみ」として搬入することを禁止しています。

古紙類(注1)

草木類(注2)



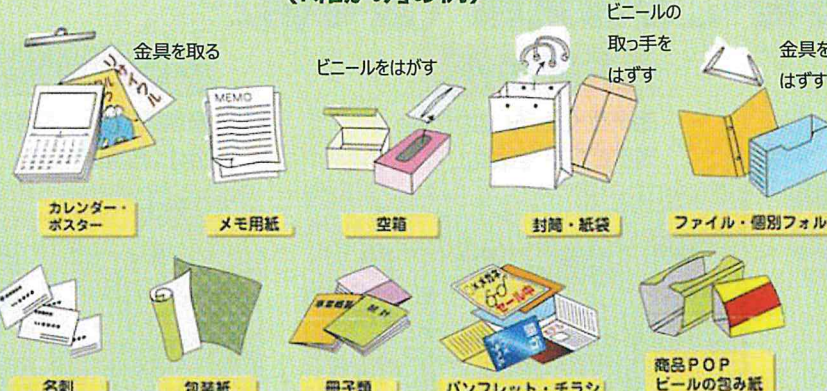
雑誌・雑がみ 機密文書 新聞紙 段ボール OA紙

草・木(注3)



草・木(注3)

(「雑がみ」の例)



お願い

○「雑がみ」は再資源化できます。燃やすごみに入れず、分別して資源化物として排出をお願いします。



- (注1) 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものは、産業廃棄物に該当します。
- (注2) 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物は、産業廃棄物に該当します。
- (注3) 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。))に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものは、産業廃棄物に該当します。



古紙パルプ配合率60%再生紙を使用

リサイクルを
お願いします！

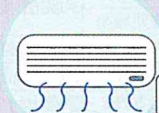
- 処理業者一覧
- 指定取引所
- 特定窓口

※裏面参照

リサイクル対象品

① 家電4品目

お問い合わせ：販売店又は指定取引所(裏面) (有料)



② パソコン

お問い合わせ：各メーカー (有料)



③ 消火器

お問い合わせ：特定窓口(裏面) (有料)



① 缶類・びん類・ペットボトルは、産業廃棄物として処理してください。

事業活動に伴い排出される「缶類・びん類・ペットボトル」は、産業廃棄物です。市の資源化施設「エコマル那覇リサイクル棟」へは搬入できません。ただし、従業員の生活活動（昼食等）で消費した飲料容器の場合、市の受入基準に適合している物は、生活ごみに準じ、一般廃棄物として受け入れられるものとします。

区分	市の受入基準	
	共通の基準	区分毎の基準
① 飲料用の缶	■中身が入っていないこと ■不適物が入っていないこと	■無色、茶色、その他の色に分けられていること ■キャップが取られていること
② 飲料用のびん	■区分毎（缶、びん、ペットボトル）に分けられていること	■キャップとラベルが取られていること
③ 飲料用のペットボトル		

① 缶類、びん類、ペットボトルは、きれいに分別することで再資源化でき、事務処理の簡略化や処理経費の削減にもつながります。



分別や処理方法（参考例）

分別方法

- ◆缶以外のものを混入しない。
- ◆処理委託契約に応じて、スチール缶とアルミ缶を分ける。
- ◆キャップは取りはずし、缶類又は廃プラスチックとして分別する。
- ◆処理委託契約に応じて、リターナブルびんとワンウェイびんに分ける。
- ◆処理委託契約に応じて、キャップ、ラベル、ボトルを分別して出す。

処理方法

- ◆一般的にリサイクル業者等で買い取りされている物は、処理業者の施設へ直接持ち込みする方法があります。（例：かん類、リターナブルびん）
なお、収集運搬を委託する場合は、適正な委託契約を締結するようお願いします。
- ◆処理費用がかかる物（ワンウェイびん）は、排出事業者が産業廃棄物処理施設へ直接持ち込みする方法、又は、※産業廃棄物処理業者へ処理を委託する方法があります。
※問い合わせ先・業者一覧をご参照下さい。
- ◆自動販売機を設置している場合は、飲料容器の回収等について、ベンダー（自動販売機の取り扱い業者等）と相談し、適正に処理するようお願いします。
- ◆卸売業者又は小売業者により下取り回収されている場合は、同業者と相談し、引き続き適正に処理するようお願いします。

② 一般廃棄物と産業廃棄物は分けて保管してください。

一般廃棄物と産業廃棄物は、処理方法・処理単価・処理の委託契約内容等が異なります。ごみ箱やごみ置き場（保管庫）は、ごみの区分や種類毎に分け、適正に処理できるよう管理しましょう。

※保管庫は、道路沿いに設置せず施設内に設置してください。

ごみ箱・ごみ保管庫（参考例）

事務所内

しっかり分別意識を持てるよう表示を工夫しましょう！



分別表示は大きくしましょう！
分別意識の定着が期待できます。

共用部分

施設利用者に分かりやすい表示を工夫しましょう！



施設利用者が捨てた飲料容器は産業廃棄物です。（紙容器は一般廃棄物）

ごみ保管庫

産業廃棄物と一般廃棄物は分けて保管しましょう！

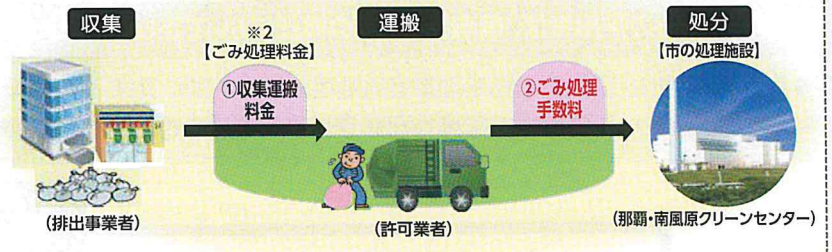
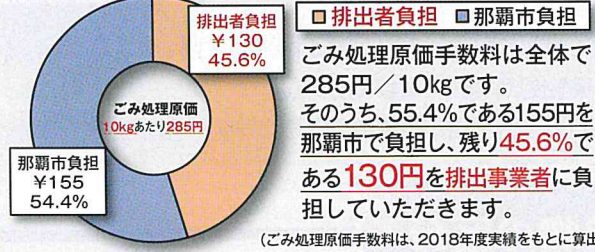


空間を利用して棚を設置し、分別表示が明確なごみ保管庫の設置状況。

③ ごみ処理手数料料が、改定されました。

令和2年4月より、事業系一般廃棄物処理手数料※1は、**10kg**までごとに**130円（税込み）**に改定されました。

ごみ処理手数料※1



※1ごみ処理手数料は、那覇・南風原クリーンセンターでごみを焼却、埋立の処理をするための費用で、重量に応じて負担していただきます。

※2 排出事業者の皆さまが許可業者へお支払いしている「ごみ処理料金」は、許可業者へ支払う①収集運搬料金と、処理施設へ支払われる②ごみ処理手数料の合計となっています。適正な費用負担をお願いします。

業者一覧（一般廃棄物処理許可業者／再生処理業者／指定引取所／特定窓口）

① 一般廃棄物（ごみ）収集運搬					② 一般廃棄物（草・木）収集運搬・処分					③ 一般廃棄物（食品残渣）収集運搬・処分				
許可番号	許可業者名	電話	許可番号	許可業者名	電話	許可番号	許可業者名	電話	許可番号	許可業者名	電話	許可番号	許可業者名	電話
1	(有)宮國清掃★●	098-876-4884	27	(同)花城クリーン	098-834-4478	58	(有)那覇環境サービス★	098-862-2935	109	(株)グリーンエコーサービス	098-840-5600	59	(株)沖縄公衆衛生	098-857-2703
2	(有)丸元清掃★	098-944-8271	28	兼兵 康喜★	090-2715-3782	59	(株)沖縄公衆衛生★●◆	098-857-2703	110	(株)とみろ建材	098-850-6482	112	街クリーン(株)	098-948-7006
3	(株)ゆい清掃★■	098-885-7055	31	(有)三友★●●	098-943-8826	60	(同)ヒロケン★	098-877-0563	112	街クリーン(株)	098-948-7006	121	(株)グリーンエイト	098-998-0426
5	祖平 愛也★	098-859-0561	32	伊良波 哲●	098-995-7396	61	(株)やすもと★●●	090-4471-9095	114	(株)美玉開発	098-889-7143	122	(資)オキスイ	098-929-3179
6	(株)グリーンアップ★●	098-943-7472	33	(有)那覇相互清掃★●	0120-078-538	62	(株)タイ産業★●●	098-850-1943	115	(株)沖縄グリーン工業	098-982-5910	126	農業生産法人(有)あらくさ	098-998-8914
7	(同)司グリーンサービス	098-862-6020	34	(有)丸友産業★●●	098-853-1028	63	(株)光環境サービス★●	098-945-0986				128	(有)沖縄化製工業	098-945-6516
8	(有)タイ衛生社★●●	098-856-4488	35	伊佐 真亜★	098-885-3241	64	福里 清★	098-886-8125				129	(有)沖縄化製工業	098-945-6516
9	(株)首里グリーンサービス★	098-885-6171	37	上原 民智★	098-885-0142	65	金城 隆幸★	098-879-4051						
10	上原 直美★	098-886-1351	39	(株)令和環境★	098-943-7709	66	(有)都市清掃社★	098-911-0027						
11	上原 正和	098-857-0997	40	(株)大輪産業★	098-886-1874	67	(資)協和★◆	098-889-4268						
17	大城 尊光★	098-873-3511	43	(株)タナハラ★	098-850-7364	68	友平衛生社(有)★●●	098-856-0316						
18	瑞慶覧 克明★	098-879-6348	47	(株)沖縄ちゅうコネクト★	098-946-3932									
19	(同)マツバラ★	098-885-6722	49	(株)タイホウエコグリーン★	098-885-8655									
20	(株)栗園清掃★	090-6863-7543	50	(株)共栄環境★	098-888-6509									
21	(株)廣★	098-877-8604	51	(株)カワガミ★	098-878-6888									
22	(株)タマキグリーン★●	0120-78-5380	53	(株)吉浜グリーン開発★●●	098-886-1241									
23	城間 美佐江	098-885-9005	54	(同)エコライフ★	098-800-1605									
24	(株)SUNグリーン★●	090-6867-4088	55	(同)ちゅうエコグリーン★●●	098-946-8205									
26	(株)玉城清掃★	098-945-7373	56	吉浜エコサービス(株)★●●	098-850-7556									

★印は、産業廃棄物収集運搬許可も有しております。
■印は、特定家庭用機器の収集運搬許可も有しております。
●印は、草木収集運搬許可も有しております。
◆印は、再生利用を目的とした食品残渣の収集運搬許可も有しております。

④ 再生処理（古紙類・金属類・びん類・廃油／家電リサイクル対象品／消火器）				
No.	許可業者名	電話	搬入先	取扱品目
①	(資)協和	098-889-4268	南風原町	古紙、アルミ、ペットボトル
②	(株)ふじ産業	098-889-3722	南風原町	古紙、機密書類(シュレッダー車有)、アルミ、発泡スチロール
③	(有)沖縄紙業	098-877-8189	浦添市	古紙、アルミ、ペットボトル、古着
④	(株)拓琉金属	098-876-3548 098-987-4394	浦添市 豊見城市	アルミ缶、鉄くず、ステンレス、銅線類、廃車
⑤	昭和製紙(株)	098-973-4125	うるま市	古紙、模造紙、機密書類(溶解処理)
⑥	(株)國吉商店	098-840-9244	糸満市	古紙、機密書類(シュレッダー処理)、アルミ、鉄くず、非鉄金属
⑦	拓南商事(株)	098-934-8010	うるま市	家電リサイクル対象品【指定引取所】、鉄くず、非鉄金属
⑧	(株)オカノ	098-867-1626	那覇市	消火器※国内製造
⑨	街グリーン(株)	098-948-7006	南城市	ガラスびん、ペットボトル、缶
⑩	(株)沖縄グリーン工業	098-835-8122	西原町	ガラスびん、ペットボトル、缶（混合受入れのみ）
⑪	(有)グリーンアイランド	098-923-3348	うるま市赤野	ガラスびん【日本山村硝子(株)・沖縄地区協力工場】
⑫	(株)パイロ沖縄	098-840-7878	八重瀬町	ガラスびん
⑬	(有)大幸産業	098-937-0778	沖縄市	廃食油
⑭	沖縄県油脂事業協同組合	098-992-6444	糸満市	廃食油
⑮	沖縄西濃運輸株式会社 豊見城物流センター	098-970-4362	豊見城市	家電リサイクル対象品【指定引取所】

分別・リサイクルを お願いします！

おすすめコンテンツ

公益財団法人
古紙再生促進センター



一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター

